



女子栄養大学短期大学部

自己点検・評価報告書

2025 年度

目次

女子栄養大学短期大学部における 2025 年度自己点検・評価の概要	i ~ ii
基準Ⅰ. 建学の精神と教育の効果	1
基準Ⅱ. 教育課程と学生支援	3
基準Ⅲ. 教育資源と財的資源	5
基準Ⅳ. 短期大学運営とガバナンス	8

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程	10
○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制	14
○ 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2025 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領	17

女子栄養大学短期大学部*における 2025 年度自己点検・評価の概要

*2026 年度から「日本栄養大学短期大学部」に校名変更。

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2025 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2026 年 3 月 5 日）で決定した「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2025 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」に基づき、行いました。

具体的には、（一財）大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」）が設定する大学評価のための基準・観点を参考に、内部質保証推進委員会が本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。かつては、基準協会が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行っていましたが、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、2022 年度以降は内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでに何をどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

2025 年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育目的を定め教育課程を適正に編成して丁寧な学修支援及び就職支援を行うとともに、本学の独自性を以て地域・社会に貢献している。
- 社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築している。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2025年度 女子栄養大学短期大学部 自己点検・評価

※(視点)の番号は、大学・短期大学基準協会が設定している評価の視点。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果				
基準Ⅰ-A 建学の精神				
【目指す状態】 建学の精神は明確であり、公共性を有したものである。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神は教育理念を明確に示したものであるか。また、学外に公表しているか。	I-A-1	建学の精神「食により人間の健康の維持・改善を図る」は、教育理念を明確に示している。また、教育内容及び教育目標は教育基本法等の法令に基づいており、個々の学生の成長とともに、社会に有用な人材を輩出することを示している。 学外には大学ホームページで公表している。定期的な確認はしていないが、学長による伝わりやすい表現としている。	内容確認は、学長の任期替わりの際に実施する。	次回の定期確認は2028年1月に行うこととし、2026年度・2027年度は現状を維持する。
基準Ⅰ-B 教育の効果				
【目指す状態】 教育目的の実現のため、学修成果に関する基本方針を定め、定期的に点検している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神に基づき教育目的・目標を確立し、その達成状況を把握・評価しているか。	I-B-1	建学の精神に基づき定めた教育目的・目標について、教育基本法及び栄養士法の趣旨を踏まえ、公共性を有する内容として明確化している。 2025年度は、カリキュラム委員会等において栄養士養成の観点から定期的な内容確認を行い、2024年度自己点検・評価における改善計画を踏まえて、学修成果を資格取得状況・学外実習の達成度及び卒業生調査・就職先調査実施によって把握・評価した。	社会や地域の健康課題に対応できる栄養士養成を一層明確化する。	2026年度中に教育目的の点検結果をカリキュラム編成に反映し、検証方法の体系化を進める。
②学修成果を定め、結果を公表しているか。	I-B-2	建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」に基づき、栄養学を基軸とした教育体制を整えている。また、学修成果については、「授業評価結果」「卒業時アンケート」「1週間当たりの学習時間」についての結果を、ホームページを通じて内外を問わず広く周知している。	学修成果については、引き続きホームページで公表を行うとともに、特にステークホルダーに向けて、より分かりやすい公表となるよう工夫を重ねていく。	学修成果の公表についての方向性を踏まえ、今後はホームページ掲載内容の定期的な点検と見直しを行う。特にステークホルダーの視点を意識し、情報の整理や表現の工夫、図表等の活用を進めることで、学修成果がより直感的に理解できる公表方法へと改善を図る。
③学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受入の方針を一体的に策定しているか。	I-B-3	学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受入の方針を一体的に策定し、2025年度も教学マネジメント体制の下で定期的な点検を実施した。前回の改善計画を踏まえ、学位授与の方針が栄養士として必要な知識・技能・態度の修得状況等の学修成果と対応しているかを、科目到達目標や実習評価を通じて確認している。	三つの方針の相互関係を明確にするとともに、学位授与の方針と学修成果(栄養士として求められる知識・技能・実践力)との対応関係を可視化し、学生・教職員にとって理解しやすい方針体系の構築を目指す。	2026年度以降も現状を維持し、必要に応じて見直す。

基準Ⅰ-C 社会貢献				
【目指す状態】 建学の精神を踏まえ、栄養学の実践を通して、地域・社会に貢献している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
① 高等教育機関として地域・社会に貢献しているか。	I-C-1	建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」の具現化を目指し、栄養学の実践を通して地域・社会に貢献するため、さまざまな連携・協力事業を推進している。これらの基本方針については、ホームページの社会連携ページにおいて周知するとともに、具体的な活動内容についても取組事例を掲載し、広く情報発信を行っている。 2025年度の主な取組みとして、豊島区との連携では、区内7大学による連携協定に基づき実施している区民向け講座「としまコミュニティ大学」に参画し、学習成果を地域・社会へ還元する連携事業として、本学の特色を活かした講座を実施している。また、豊島区と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、災害時には近隣住民への食事・栄養面での協力や避難所支援等について、連携して取り組む体制を構築している。 荒川区との取組みでは、区民の健康づくりを支援することを目的に、区内飲食店と連携した健康メニュー「あらかわ満点メニュー」の開発に取り組んでいる。さらに事業の一環として、従来の外食メニュー開発に加え、中食(弁当等)にも着目し、幅広い年代が栄養バランスの取れた食事を手軽に利用できるよう、荒川区及び株式会社Olympicと共同で「あらかわ健康ごはん」(弁当)2種類を新たに開発し、販売を行った。	地域・社会連携の取組みについて、活動実績の発信にとどまらず、その成果や効果を明確に示し、参加者や連携先からの感想や評価も集め、取組みの成果を分かりやすく整理する。また、地域連携の取組みを授業やゼミと結び付け学生が地域に関わる機会を増やし、学びを地域に生かしていく。これらを定期的に振り返り、改善を続けていく。	今後は、講座参加者数や事業件数、アンケート結果等を活用し、取組成果を分かりやすく把握するとともに、参加者や連携先からの評価を整理し、内容面での効果を確認する。あわせて、これらの取組みを授業やゼミと連動させて学生の地域参画を促進し、どのような学びに繋がったかを確認し、継続的な改善を図っていく。
基準Ⅰ-D 内部質保証				
【目指す状態】 自己点検・評価活動の実施体制を整備し、教育の質の保証に活用している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
① 自己点検・評価活動の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいるか。	I-D-1・2	内部質保証推進委員会のもと、体制を確立している。自己点検・評価の実施結果をもとに改善目標を立てたほか、学長室会議において運営方針の策定に活用した。 教育の質の保証に関する学修成果のアセスメント方法については、基準Ⅱ-Bに詳細を記載した。	実施体制は継続する。実施結果は学長室会議で共有し、運営方針策定に活用する。	2026年度自己点検・評価報告書がまとまり次第、結果を参照し、学長室会議で2028年度以降の運営方針を策定する。
【長所・特色】 ○建学の精神に基づき、教育目的を定め、学修成果の点検を行っている。 ○個々の学生の学修状況に合わせた支援ができるよう、体制整備に努めている。				
【基準Ⅰ 総括】 ○建学の精神のもと、教育目標を定めて学修成果の点検を行うとともに、本学の特色を活かした取組みで地域・社会と連携している。 ○学修成果の点検結果が十分に活かせるよう、見直されたアセスメント・ポリシーの運用の仕組みを構築している。				

基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
基準Ⅱ-A 教育課程				
【目指す状態】 学位授与の方針、及び教育課程編成の方針に則り、適切な教育課程を編成している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育課程編成の方針に従って適切に編成しているか。	Ⅱ-A-1～4	教育課程編成の方針に基づき、授業担当者間で科目内容や到達目標の共有・調整を行っている。教養教育と専門教育については、栄養学の基礎知識を専門科目に円滑につなぐ構成としている。職業教育の効果は、学外実習評価や学生調査と共に、外部団体実施の試験(栄養士実力認定試験)により把握し、2025年度も前回の改善計画を踏まえた点検を実施した。	科目間及び担当者間の連携をさらに強化し、教養教育と専門教育の関係性をより明確にする。また、栄養士としての実践力・職業意識の育成効果を可視化し、教育課程全体の改善に活用できる評価体制の充実を図る。	2026年度以降、授業担当者による協議の機会を定期的に設け、到達目標や評価方法の整理を進める。あわせて、実習評価や栄養士実力認定試験解答内容をさらに細かく分析し、職業教育の改善点を教育課程に段階的に反映させる。
基準Ⅱ-B 学修成果				
【目指す状態】 学修成果は明確であり、適切なデータをもって獲得状況を評価している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学修成果の獲得状況を量的・質的データをもって適切に評価するとともに、公表に努めているか。	Ⅱ-B-1～3	・学修成果については、GPAの分布のほか、栄養士実力認定試験の結果及び栄養士資格の取得者数などを指標として測定し、点検・評価を行っている。 ・GPAの分布について、ホームページにおいて公表している。 ・就職先企業等を対象に学修成果の獲得状況を調査し、24件の回答を得た。協調性、仕事への適応能力、礼儀・マナー、コミュニケーション能力等に高い評価があがった。	・学修成果の点検・評価に用いている各指標について、結果の整理や示し方を工夫し、内容の分かりやすさの向上を図る。あわせて、GPA分布の公表に加え、学修成果全体の状況が伝わる情報発信についても検討する。 ・就職先への調査からは、教育目標を果たしていることを確認した。	・学修成果の点検・評価に用いている各指標について、結果の整理及び示し方の工夫を行い、内容の分かりやすさの向上を図る。あわせて、学修成果全体の状況がより伝わるよう、公表内容や情報発信方法の改善を進める。 ・就職先への調査結果に基づき、学生指導等では現状を維持する。
基準Ⅱ-C 入学者選抜				
【目指す状態】 入学者受入れの方針に則り、適切に入学者選抜を実施するとともに、選抜に関する情報を適切に提供している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①入学者選抜の方法は妥当であり、適切な体制で実施されているか。	Ⅱ-C-1・2	・建学の精神及び教育目的に基づき策定された入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に沿って、入学者選抜を実施している。 各入学者選抜では、面接、出願書類、学力試験等を組み合わせ、入学者受入れの方針を基本に学修意欲や基礎的学力、適性を多面的に評価している。 ・入学者選抜の基本方針や運営は、教員や事務職員で組織する入試委員会が審議、決定し、組織的にを行っている。 ・入学者選抜に関する役割分担(作題、採点、合否判定)及び責任体制を明確にし、採点・評価基準(面接)などについても明示や説明を行い組織的かつ公正に実施している。	・アドミッション・ポリシーや受験生の動向等を踏まえ、継続的に入試制度の整理、見直しを行っている。 ・入試委員会等や選抜実施上の役割分担を確認し、より公正・公平性の高い運営とする。 ・入学者選抜に関する適切な情報公表を実施。	・毎年度入試終了後に検証を行い次年度以降に反映していく。 ・志願者数、倍率、入学率等の検証を行い、入学者選抜や選抜内容を見直し、必要な調整・改善を行う。 ・入試委員会の運営や規程等を点検し、必要な改善を行う。 ・選抜方法や評価の考え方について、募集要項やWebサイト等を通じて、受験生に適切に公表する。

基準Ⅱ-D 学生支援				
【目指す状態】 学修成果の獲得に向けて、学生に対する様々な支援を組織的に行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学修成果の獲得に向けて学修支援を行っているか。	Ⅱ-D-1	・履修登録、卒業、及び目指す資格取得に向け、入学時、進級時に教務ガイダンスを行っている。 ・成績から学生生活に関する課題を共有、対応するため、1年次に、クラス担任、教務学生課ともに、学生全員と、個別面談を行う体制を取っている。 ・定期試験終了後、成績不振の学生に対し、教職員との個別面談を行い、学習状況の確認、及び今後に向けての支援体制について助言を行った。	・学修方法に関するガイダンスについては、内容を精査しながら継続して実施していく。 ・成績不振者のほか、出席状況などを鑑み面談を必要とする学生に対して、適切なタイミングで適宜行っていく体制をとっていく。	・学修成果の可視化・分析のため基礎力リサーチテストのほか、授業アンケート、授業担当者へのポートフォリオ、意見考察を点検し学生支援に還元していく。
②学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っているか。	Ⅱ-D-2	・高等教育の就学支援制度（授業料等減免と給付型奨学金）、日本学生支援機構奨学金（貸与）以外に、香川綾・芳子奨励賞・香友会わかば奨学金・DNP奨学金・横巻のぶ記念奨学金・北郁子奨学金基金奨学金・野口医学研究所奨学金（給付）を設けている。 ・保健センターに看護師が常駐。週3日、臨床心理士によるカウンセリングを行っている。また、「障害学生に対する支援委員会」を設置し、障がい学生の状態・要望を考慮し、学生生活が円滑にできるよう支援体制がある。	・様々な奨学金制度への周知徹底を図っていく。 ・課題を抱えている学生が気軽に相談できる窓口があることの周知、及び利用学生の情報把握、継続的な意見交換を定期的に実施する。	・奨学金制度について、学生への周知徹底に向け、説明会の実施などを検討していく。 ・個人面談や、教務窓口でも申し出ができることの周知、及び配慮が必要な事案に対して、教職員で共有、支援内容の検討を密に行っていく。
③進路支援を組織的に行っているか。	Ⅱ-D-3	・1年次の4月から1年間に亘り、就職支援講座を計17回実施した。 ・支援講座では、業界理解、自己分析、企業説明など、就職活動に向け段階的なプログラムを実施した。 ・今期卒業生の就職状況から希望職種等の傾向を把握し、その結果を基に、次年度の学生への情報提供を行うとともに、企業側の採用担当者との情報共有を図っている。	・支援講座については、社会情勢や就職環境の変化、加えて学生の意向を踏まえ、より学生にとって有益な情報提供をできるようプログラム内容の充実を検討していく。 ・卒業生の就職先企業側との情報提供及び意見交換を通じて、企業側のニーズや意向を把握するとともに、その情報を適宜学生に還元し、より効果的な就職支援につなげていく。	・就職活動におけるAI活用の一般化を踏まえ、学生が適切にAIを活用できるよう、その活用方法や留意点について指導できる体制を整える。このため、就職担当者が他大学の取組事例に関する情報収集や各種研修への参加を通じて理解を深め、就職支援内容の充実を図っていく。
【長所・特色】				
○学生支援及び就職支援は、学生一人ひとりの状況を教職員で共有し、丁寧な支援を行っている。				
【基準Ⅱ 総括】				
○教育課程を適切に編成し、教員と職員の協働による丁寧な学修支援及び就職支援を行っている。 ○18歳人口の減少及び短大進学希望者の減少による影響並びに栄養分野の志望動向を分析し、法人と教学が一体となった入試改革に取り組んでいる。				

基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
基準Ⅲ-A 人的資源				
【目指す状態】 教育目的を実現するため、教員及び事務組織を整備し、適切な研修を実施している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教員の配置、及び教育研究活動は、教育課程編成の方針に基づいているか。	Ⅲ-A-1・2	・2025年度教員数は12名(内教授5名)であり、設置基準を充足している。栄養士養成施設における配置基準も満たし、教育内容に照らして適切に配置されている。 ・研究倫理を遵守するための取組として、関係部署と連携の上、研究活動及び公的研究費の適正な運用を目的とした各種規程の整備を行っている。整備している主な規程は以下のとおりである。 ■ 規程 － 研究活動・公的研究費の使用に関する規程 － 公的研究費の管理・監査に関する規則 － コンプライアンス委員会規程 － 不正通報規程 － 公的研究費に関する内部監査細則 － 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	・設置基準及び教育内容に照らし、適切な教員数を維持する。 ・規程の整備に加え、各教員に対して研究倫理を遵守するための倫理教育(eAPRIN)の受講を義務付けており、有効期限である5年を経過した教員には再受講を促している。	・2026年度中の定年退職はないことから、新規採用は行わない。 ・従前の規程の遵守及び倫理教育を継続的に実施することにより、研究倫理のより一層の遵守を促していく。
②学修成果の獲得に向けて、事務職員を配置し、役割や責任を規定しているか。	Ⅲ-A-3・4	・教務学生課内で、教務学生を主とする担当者を配置し、学生の成績分布、栄養士資格取得状況、就職状況について把握している。 ・学生成績については、紙ベースとデータの両面で保管管理されている。 ・教員の成績評価について、試験規程に則って適切に行われていることを事務職員が確認し、双方の役割分担を明確に行っている。	・日常的な業務の見直しを継続的にを行い、情報の活用方法について工夫を重ねていく。 ・学生の成績記録については、今後も管理体制を継続し確実な運用を図っていく。 ・教員と事務職員との役割分担については、相互の連携を一層強化していく。	・日常的な業務の見直しを継続的に実施し、より効果的な学生支援につなげていく。 ・学生の成績記録については、引き続き現行の管理体制を維持しつつ、適切な管理の徹底を図る。 ・教員と事務職員との役割分担については、情報共有や確認体制の強化を図り、相互の連携を一層深めることで、業務の円滑な運営を図る。
③教職員の資質・教育能力・専門的能力等が向上するよう、組織的に研修を実施しているか。	Ⅲ-A-5	・2025年度は、「学校法人香川栄養学園スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、基礎的・階層別・業務別の三体系に整理したSD研修を実施し、教職員の基礎的理解や意識向上、並びに教育支援業務と実務能力の向上に一定の成果が見られた。あわせて、SD研修の一環として理事長とのティータイムミーティングを行い、経営層との対話を通じて当事者意識や組織理解の向上を図った。 ・FD検討委員長が委員会の意見を集約し、教務学生部と研究支援課との間で調整を経て、9月にFD研修会を実施した。	・研修結果の定着の向上を図るため、SD受講者のアンケートや教職員の意見を踏まえ、研修内容や実施方法を見直す。また、業務の属人化防止のほか、共学化への対応等をテーマに取り入れ、研修の質的向上を図っていく。 ・FD検討委員会、教務学生課職員及び研究支援課が連携し、年度当初にFD研修会において必要とされるテーマや開催時期について検討を行っている。	・2026年度以降は、対話型・参加型の手法を取り入れた実践的なSD研修を継続的に実施する。また、共学化に伴う組織環境の変化に対応するための多様性に関する研修や、業務マニュアル作成ツール、DX・生成AI等の社会的動向を踏まえた研修を取り入れる。 ・2026年度のFD研修会も、同様に実施予定。
④労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っているか。	Ⅲ-A-6	・学園就業規則等、就業に関する各種規程は、学園イントラネット上に掲載しており、教職員は常時閲覧可能となっている。働き方改革及び職員のウェルビーイング推進の取り組みについては、学園イントラネット上の掲示板に掲載し、周知している。また、人材育成及び適正な人事運営を目的として、2025年度の人事関係スケジュールを策定し、計画的に運用した。採用から入職時研修、自己申告書による意向調査、昇格試験、異動内示までを年間計画として可視化することで、人事計画の精度向上を図るとともに、職員が将来のキャリアを見通しやすい環境の整備を進めた。 ・教職員の採用及び昇任人事は、規程に基づき適切に行われている。規程は周知されており、グループウェアで共有されている。	・就業規則については、現状に即した見直しを行う。ワークライフバランスの充実に向けた制度は整備されているものの、今後はそれらの制度がどの程度活用され、どのような効果を上げているのかについて、継続的に把握・検証していく必要がある。 ・採用規程等は整備されており、特段の改善を要しない。	・就業規則改定をはじめ、2026年度以降は、ノー残業デーや夏期一斉休暇について、その定着状況や課題を確認・検証しながら、引き続き働きやすい職場環境の整備を進めていく。また、人事関係スケジュールの運用状況を検証し、職員のキャリア形成支援や人材育成の観点から、必要な改善を図っていく。 ・採用規程等に沿って、現状を維持する。

基準Ⅲ-B～C 物的資源、技術的資源をはじめとするその他の教育資源				
【目指す状態】 施設・設備などの学修環境を計画的に整備し、安全・快適で利用しやすい環境を維持している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①施設・設備、ICT環境、図書サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。	Ⅲ-B・C	〔施設・設備〕 教室数は必要にして十分な数を整えている。3、4号館はバリアフリーに概ね対応しているが1、2号館は未対応である。固定資産及び物品管理規程に基づき施設及び物品の適切な維持管理に努めている。	〔施設・設備〕 施設の改修、建替えを予定しており今後策定する整備計画に基づきバリアフリー対応も含めて整備する。また施設及び物品の維持管理は資産登録と併せて適時適切な保全管理を行う。	〔施設・設備〕 2026年度中に駒込再整備計画を策定し、全施設の更新を行う。
		〔図書館〕 ・図書館では、本学の教育目的及び教育課程に沿って、教育研究上必要な資料の整備に努めている。シラバスや授業内容、学修到達目標を踏まえ、教員からの推薦図書や指定参考書を含め収集し、基礎的学修及び専門資料の充実を図っている。 また、図書館利用ガイダンスや利用案内を通じて、学生の情報活用能力の向上及び主体的な学修の支援を行っている。 ・図書館では、教育研究活動を効果的に支援するため、資料の選定及び廃棄に関する基準を整備し、適切な蔵書管理を行っている。資料選定にあたっては、教育目的との適合性、学術的価値、内容の最新性、利用の有用性等を基本的な観点としている。 また、資料の廃棄(除籍)については、内容の陳腐化、破損・汚損、重複所蔵等の状況に基づき、教育的価値や保存の妥当性を検討した上で実施している。	〔図書館〕 ・2025年度における学生からの資料購入リクエストは5冊にとどまっており、学生の視点を反映した資料整備が必ずしも十分とは言えない状況である。今後は、学生主体の視点を取り入れた資料整備を推進することで図書館サービスの充実を図りたい。 ・資料の選定及び廃棄に関する基準については、書架の狭隘化、大学図書館との複本の存在、ならびに学生の読書行動の変化といった時代的背景を踏まえ、現状に即した見直しが必要である。	〔図書館〕 ・館内掲示、Web等を活用して資料購入リクエスト制度の認知向上を図る。また、学生が書店等において実際に資料を選定する「選書ツアー」への参加を促進し、学生自身が資料選定に参画する機会を提供する。 ・現行の資料選定及び廃棄基準を点検し、教育課程との関連性、利用頻度、資料の重複状況等を踏まえて基準の見直しを行う。特に、大学図書館との役割分担を意識し、複本の整理を進めるとともに、学生の利用傾向を踏まえた除籍・更新を計画的に実施する。
		〔ICT環境〕 授業用の実習室及び授業外で使用するフリースペースに合計78台のパソコンを設置している。これらの設備は概ね5年ごとに更新され、年2回の計画的なメンテナンス、また脆弱性への緊急対応などを実施し、安定稼働に努めている。 フリースペースには複合機を配置しており、施設内のパソコン、個人のパソコンやタブレット、スマートフォンからも印刷可能となっている。学内LAN上から印刷を実行し、フリースペースのプリンタで認証して印刷物を取り出すオンデマンドプリント機能も提供している。また、印刷に加えてスキャナー機能及び無料のコピーサービスを提供している。 無線LANは教室を中心に接続可能となっており、稼働状態を常時監視するとともに、機器の寿命やメーカーのサポート期間を考慮して定期的に更新を行っている。 補助的に、チャットボットを用いたサポートも行っている。	〔ICT環境〕 パソコン環境については、定期的なメンテナンス及び機器の更新を行っていることもあり、特に問題はない。 授業用の実習室のパソコン58台は2023年度末に更新を行ったが、坂戸キャンパスから移設したフリースペースの20台はまだ利用可能と判断し、コスト面を考慮して更新を1年間延期した。老朽化した複合機のみ、先行して更新を行った。 無線LANについては、2025年度にアクセスポイント1台当たりの最大接続数を64から128に拡大し、同時接続台数を増強した。 チャットボットについては、的確な回答を行えるよう常にチューニングが必要である。	〔ICT環境〕 更新を延期したフリースペースのパソコン20台について、2026年度中に機器の更新を終える。 無線LAN環境について、継続して通信状況の監視を行い、必要に応じて配置の見直しや増強を検討する。

基準Ⅲ-D 財的資源				
【目指す状態】 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、財的資源を適切に管理している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①財的資源は適切に管理されているか。	Ⅲ-D-1	・第二期中期計画(2021～2025年度)に基づき、各年度の予算編成が適切に行われていることを確認するとともに直近の2024年度事業活動収支計算書、2025年度事業活動収支予算計算書により、基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額等の状況を確認している。 ・直近2024年度決算における会計監査人の意見に対し、改善等に向けた検討及び事務手続きを実施していることを確認している。 ・日々の入出金等取引について、会計システムにより仕訳を行い月次試算表及び四半期報告資料を作成し、理事長に報告していることを確認している。	・2023年度以前は、基本金組入前当年度収支差額が概ねプラスであったが、学生数減少と物価上昇等により、2024、2025年度と2年続いてマイナスとなる見込みであるため、収支均衡に向けたこれまで以上の支出抑制及び学生数確保を目指すべく方針・目標を設定し、全教職員の理解と協力を得るための情報共有に努める。 ・会計監査人との連携を強化し、意見・指摘事項を改善できる体制を整備する。 ・経営状況等の理事長への報告について、今まで以上に速やかに報告できる体制を整備する。	・第三期中期計画に基づき、2026年度予算編成において、基本金組入前当年度収支差額、経常収支差額の黒字化を予算編成基本方針の目標に掲げ、黒字化達成に向けた経費削減等、学生確保等の対応を実施する。 ・引き続き会計監査人と連携し、意見・指摘事項への対応を実施する。 ・月次、四半期報告を速やかに行えるよう、事務手続き等を正確かつ円滑に実施する。
②日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき、財的資源の実態を把握しているか。	Ⅲ-D-2	・私学事業団経営判断指標及び決算実績等に基づき、本学の財的資源の実態を同規模の学校法人との相対的な位置付けを含めて把握していることを確認している。 ・学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有について、理事長からの年頭挨拶、年度初め挨拶をはじめ、予算編成前の予算編成基本方針の説明会において、直近実績やその推移等を示した資料を用いて行っていることを確認している。 ・人事関係スケジュールを策定・運用し、職員が将来の配置やキャリアの見通しを持ちやすい環境づくりを進め、適切に運用している。あわせて、理事長とのランチョンミーティングを実施し、経営方針や学園運営に対する理解の促進を図った。	・他の学校法人との相対的な比較や本学における経年の推移比較等といった分かりやすい資料を作成し、財的資源の把握に努める。 ・学内での危機意識共有をさらに図り、将来に向けた理解と協力を得るために、文科省、私大協等の資料の共有と説明、意識改革に向けた分かりやすい資料の作成に努める。 ・人事計画や経営に関する情報について、職員への十分な理解及び共有が課題である。	・財的資源を把握し、今後に向けた現実的な中長期計画を立案・実行する。 ・学内での経営状況等の公開及び文科省等資料の共有と説明により、全教職員の意識改革を図っていく。 ・情報の共有方法を見直すことで、組織全体における共通理解の促進を図る。
【長所・特色】 ○教員の配置や、ICT環境を含む施設整備について、適切な学修環境を備えている。また、図書館では利用促進に向けた様々な取り組みを実施している。 ○教職員の資質向上に向け、本学にとって適切な研修内容をもって、FD/SDを実施している。				
【基準Ⅲ 総括】 ○教職員の組織体制を適切に編成し、FD/SDにより資質向上を図っている。 ○施設・設備、ICT、図書館など学修環境を適切に整備している。 ○入学定員の充足状況と今後の見通しの分析のもと、法人と教学が協働して、経費の見直しを図っている。				

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス				
基準Ⅳ-A 理事会運営				
【目指す状態】 理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、また、理事会は意思決定機関として適切に機能している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①理事会の構成及び運営は法令に基づいており、意思決定機関として適切に機能しているか。	Ⅳ-A-1～3	・理事の職務及び決裁権限規程を改正し理事の職務と決裁権限を明記している。また、稟議規程を新設し部長、常務理事、常任理事会、理事会の決裁根拠を明記した。 ・短期大学の学長が理事である事もあり私大協をはじめとする私学関連団体の情報共有を行っている。	内部統制システム基本方針に従い学内規程の整備を促進していく。	内部監査室作成の内部監査計画に基づき監査を実施し課題発見に努める。
基準Ⅳ-B 教学運営				
【目指す状態】 学長は学則等の諸規程を整備し、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学長はリーダーシップを発揮し、教学マネジメントの確立に努めているか。	Ⅳ-B-1	学長は職務規程に基づき、その校務にリーダーシップを発揮している。学長室会議における立場・役割及び教授会等との関係性も、学則及び規程で明確にしている。	規程の整備及び運用は適切に行われており、特段の改善を要しない。	規程に沿って、現状を維持する。
基準Ⅳ-C ガバナンス				
【目指す状態】 監事、評議員会及び会計監査人は、法令等に基づき適切に役割を果たし機能している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①監事、評議員会及び会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っているか。	Ⅳ-C-1～3	・監事が学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、監査報告を理事会・評議員会に提出していることを確認している。	・私立学校法及び規程に基づいた適切な監査を行うための体制整備及び対応に努める。	・引き続き監査を適切に実施し、理事会・評議員会に監査報告を提出・報告する。
基準Ⅳ-D 情報公表				
【目指す状態】 短期大学が公共性と社会的責任を持っていることを理解し、積極的に情報公表を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①積極的に情報を公表し、社会への説明責任を果たしているか。	Ⅳ-D-1	・私立学校法、私立大学等経常費補助金配分基準及び修学支援制度に基づきホームページで情報公開している。 ・ガバナンスコードについては私立大学協会指定の雛形に準拠し作成し学園ホームページで公開している。	内部統制システム基本方針に従い情報を公開する。	情報公表については、関連規程の改定並びに事務ルールの見直しを行う。

【長所・特色】
○法人は、法令に照らし適切に運営されている。 ○学長のリーダーシップのもと、教育プログラムの運営・改善を実施している。
【基準Ⅳ 総括】
○理事長及び学長のリーダーシップのもと、必要とされる規則や体制を整え、教学の運営にあたっている。
【全体 総括】
○建学の精神のもと、教育目的を定め教育課程を適正に編成して丁寧な学修支援及び就職支援を行うとともに、本学の独自性を以て地域・社会に貢献している。 ○社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築している。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

（趣旨及び目的）

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

（恒常的質保証への努力）

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

（内部質保証の推進体制）

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

（内部質保証推進委員会の構成）

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）大学副学長（教学担当）
- （2）短期大学部副学長
- （3）栄養学部長
- （4）大学院研究科長
- （5）短期大学部長
- （6）学長室長
- （7）坂戸教務学生部長
- （8）駒込教務学生部長
- （9）入試部長

(10) 総務部長

(11) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

(1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定

(2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価

(3) 本学の自己点検・評価活動の統括

(4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案

(5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言

(6) 認証評価の受審に関する事項

(7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第 1 2 条 内部質保証推進委員会及び IR 推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2025 年 2 月 7 日

内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

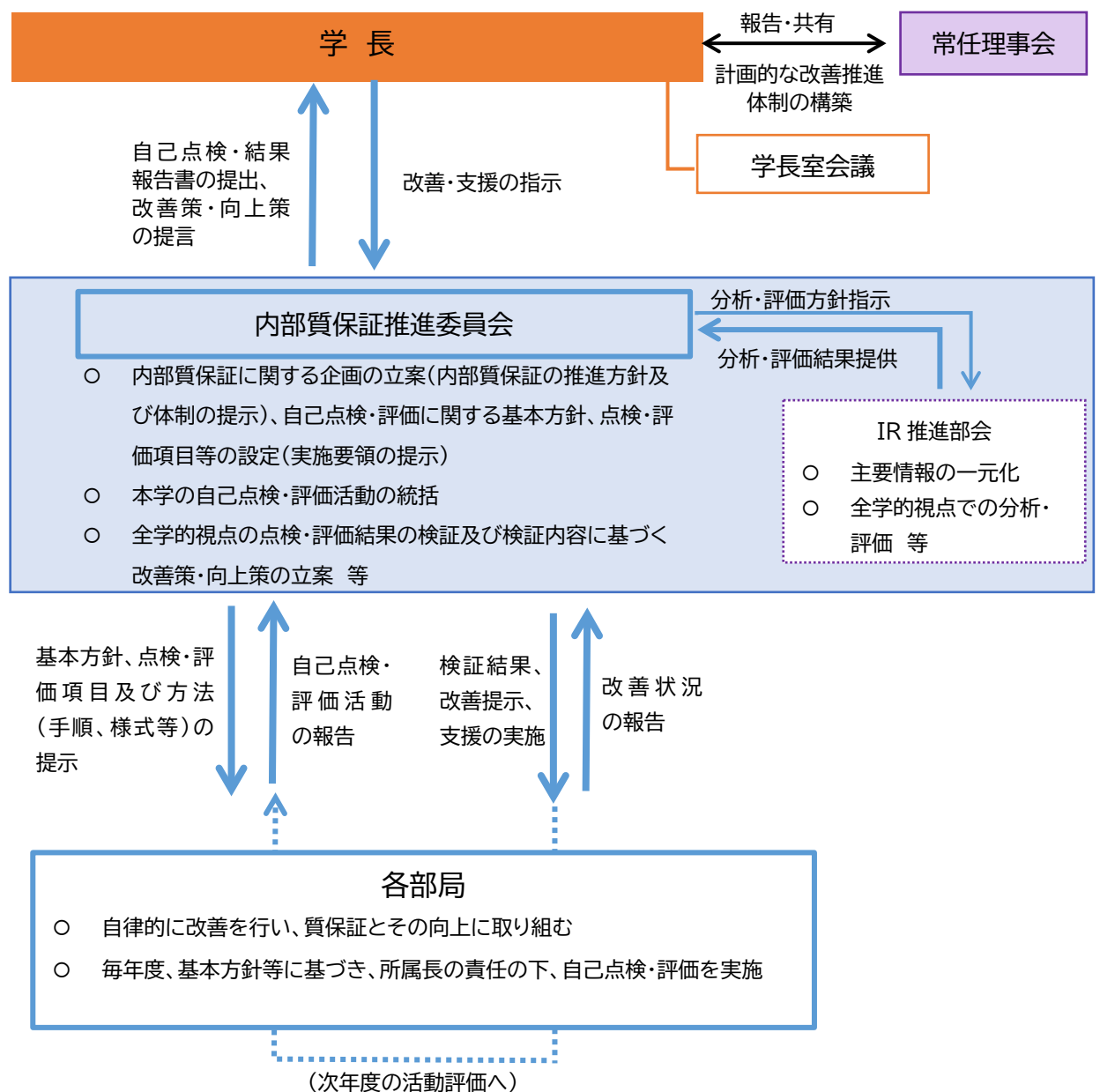
(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなならないことに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、関係部局はその状況を推進委員会に報告する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

〈参考〉内部質保証の推進体制のイメージ

(内部質保証の推進体制の整備を通して実現する姿)

- 内部質保証を恒常的に機能させることのできる、すなわち全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制の確立。
- 自己点検・評価活動が有効かつ効率的に実施され、その結果の検証に基づき、大学の教育研究における重要課題の特定、改善・向上のための取組みが組織的かつ継続的に実施される体制の確立。



女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2025 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(2026 年度実施)

2026 年 3 月 5 日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙(P4)の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2025 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等においては、2026 年 5 月 1 日現在を基準日とする。また、入試データについては 2026 年 4 月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

（３）自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

（４）実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、必要に応じて次年度の実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

（５）自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取り組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- （１）内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、4月24日(金)17時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。ただし、基準日を5月1日としている事項(上記1-(2)参照)については、5月8日(金)とする。

- ① 「目指す状態」について変更を要する場合、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイント並びに前回の「改善計画」の記載を踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で、概要がわかる図やデータがあれば、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別 紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

※部署名は自己点検・評価の作業開始時点のもの。

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室	学長事務課（学長室会議）、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課
内部監査室	

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課
内部監査室	